

次に、福祉避難所について質問します。

去る3月23日、今治市で起きた山火事は、西条市の福祉施設の近くまで迫り、翌日、入所者は西条市の福祉センターに避難しました。

避難された施設の一つである東予学園さんにお話を伺いましたところ、24日の午後、避難を判断し、夕方には避難が完了。入所者には重度の知的障害を持つ方もおられたそうですが、混乱なく避難を終えることができたそうです。近隣の3施設で同じところに避難しましたが、職員が先に下見をして、施設ごとの住み分けも決め、受入れ側の準備もスムーズで、緊急の避難であるにもかかわらず対応できたとのことでした。

スムーズな避難ができた要因は、平時からの訓練であったとも言われました。毎月の避難訓練に加え、西条市では年に1回、小学校区単位で実行委員会を組む、総合防災訓練を行い、福祉施設も参加。配慮の必要な避難者の移送訓練のため、介護タクシーも参加しているそうです。高齢者、障害者、乳幼児、そのほか特に配慮を要する要配慮者が円滑に利用でき、相談でき、支援を受けられる福祉避難所は、本市では80施設が指定されています。

そこで5点お伺いします。

本市で福祉避難所の対象となる方の概数は、どのくらいでしょうか。内閣府の福祉避難所の確保・運営ガイドラインには、平時から対象者の現況等を把握することが望ましいとありますが、本市の状況はいかがでしょうか。

2点目、福祉避難所の指定状況を見ると収容可能な人数が記載されています。これは対象となる方の概数と比較してどうですか。

また、この収容可能な人数の計算方法についても教えてください。国際基準で算出したときの収容可能人数も教えてください。

3点目、ガイドラインでは、物資、器材や専門的な技術を有する人材の確保、要配慮者の移送手段の確保についても、関係団体・事業者との間で協議をしていく必要があるとされていますが、本市の状況はいかがでしょうか。

4点目、マニュアルを作る。訓練していた教訓をマニュアルに反映させる。この繰り返しが生きてきます。福祉避難所の開設訓練は行われていますか。

5点目、福祉避難所は平時には入所者や利用者があり、災害が起きてすぐ避難所として開設できませんし、受入れ人数にも限りがあり、直接避難することができません。取りあえず一般の避難所へと言われても行けない方たちがいます。その取りあえずの避難場所に市の総合福祉センターを活用することはできないでしょうか。

以上5点、御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。久枝福祉部長。

○福祉部長（久枝庄三）（登壇）福祉避難所についてお答えいたします。

まず、本市の福祉避難所の対象となる方の概数についてでございます。

災害発生時に福祉避難所の対象となる方は、常時介護の必要な高齢者や障害者、その他特に配慮を要する方などが想定されますが、認知症があるかどうか、障害の種類や程度、

自宅での避難が可能かどうかなど、福祉避難所の対象となるかどうかは、様々な要因を適切に判断すべきものでありますことから、福祉避難所の対象となる避難者の特定は困難で、人数の把握は現在のところできておりません。

次に、物資、器材の確保につきましては、一般的な日用品等は、事業者との協定によって供給されることになっておりますが、医療や介護などの特定の方に必要な物量の確保は不十分であり、また、専門的な技術を有する人材の確保も十分とは言えない状況であるため、今後、関係団体や事業所と協議を進めてまいります。

要配慮者の移送手段につきましては、令和3年12月に、介護タクシー等を運行する市内の事業者と、災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定書を締結し、移送手段を確保いたしております。

次に、福祉避難所開設訓練につきましては、市が所管する福祉施設におきまして、福祉避難所運営マニュアルを作成し、障害のある方をはじめとする施設利用者や支援者、ボランティアの方等が参加し、開設訓練を実施いたしております。

次に、取りあえずの避難場所として、総合福祉センターを活用することにつきましては、福祉避難所として支援が必要な方のケアが行える職員や物資、個室スペースの確保など、調整が必要なことがございますことから、公民館などの一般の避難所と同じタイミングで開設することは難しいものと考えておりますが、必要に応じ、速やかに開設できるよう指定管理者と協議してまいります。

今後におきましては、市内の福祉施設等の協議の場などにおいて、合同での開設訓練や、開設に際して想定される課題等を整理してまいりたいと考えております。

**○議長（田窪秀道）** 小澤市民環境部危機管理監。

**○市民環境部危機管理監（小澤昇）**

福祉避難所対象者の収容可能な人数についてお答えいたします。

対象者の概数との比較につきましては、先ほど福祉部長から御答弁させていただきましたとおり、本市の福祉避難所の対象となる人数について把握できておりませんことから、比較することができません。

収容可能な人数の計算方法につきましては、本市では福祉避難所の収容可能な人数を算定する際に、1人当たりの使用面積を4.0平方メートルと設定し、収容可能な部屋の面積をこの数値で割る方法を用いております。

国際基準で算出した場合の収容可能な人数につきましては、1人当たりの居住空間は最低3.5平方メートルとなりますので、収容可能な部屋の面積をこの数値で割った場合、収容可能な人数は2,619人となります。

**○議長（田窪秀道）** 再質問ありませんか。片平恵美議員。

**○7番（片平恵美）**（登壇）市の福祉避難所で訓練を行っているというふうにお伺いしました。訓練には、施設以外の民間の事業者などの参加もあるんでしょうか。（ブザー鳴る）

**○議長（田窪秀道）** 答弁を求めます。久枝福祉部長。

**○福祉部長（久枝庄三）**（登壇）片平議員さんの再質問にお答えいた

します。

市の所管する施設での訓練に、ほかの事業所の方が参加しているかというような御質問かと思えます。

現時点では、所管する福祉施設の訓練に、ほかの事業所の職員の方は参加しておりません。総合福祉センターや障がい者福祉センターの訓練に、ほかの施設の方も参加していただく、もしくは見学していただくというようなことは、日頃の備えとして大変有効な手段、それから各施設の今後の訓練等に対してもよい影響を与えると思えますので、今後は市内の福祉施設で組織しております福祉施設協議会と協議して、そうしたことができるように努めたいと考えております。